

令和6年度 指定管理者運営評価シート

所管課	発達支援課
-----	-------

1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立北山学園
所在地	西宮市甲山町53番地
施設概要	昭和44年8月1日開設 鉄筋コンクリート造2階建、敷地面積48,391.80㎡、延床面積694.42㎡ 就学前の知的障害児を対象に遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援することを目的とした通園施設。 (定員)30名
施設の設置目的	児童福祉法第43条に規定する目的を達成するため市長が必要と認める事業を供与するため。

2. 指定管理者

指定管理者	団体名	社会福祉法人 甲山福祉センター	指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地	西宮市甲山町53番地		終了日	令和 11 年 3 月 31 日
選定方法		非公募	評価対象年	指定期間 5 年のうち 1 年目	

3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	(1)開館時間 午前9時から午後5時まで (2)休館日 ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日 エ その他市長が必要と認める日 (3)その他、市と指定管理者が締結する基本協定並びに同協定第19条の規定に基づき別途締結する年度協定並びに西宮市立児童福祉施設条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則に基づいて管理運営を行うこと。
②施設の事業・運営関係	(1)条例第5条及び第10条第2項の規定に基づく業務 (2)北山学園に付随する児童送迎用車両の管理及び運行業務 (3)その他知的障害児の福祉の向上に関する業務 労働実態調査の結果： 当初提案の勤務条件通りに雇用している。また、労働基準法はじめ各種法令を遵守している。 調査結果後の指示事項： 特になし
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	当初及び指定期間中の提案： ①知的障害や発達障害がある障害児が、身近な地域で必要な支援を受け生涯にわたり社会参加が円滑に行えるために、豊かな心身の発達を促すよう寄り添う。また、個々の能力が十分に発揮できるよう、一人ひとりにきめ細かい療育を提供する。 ②家庭での育児を支援し、保護者の育児相談を受けたり、育児の方法をともに考える。 ③障害児・者がそれぞれの地域で安心して暮らせる地域社会をつくるため提言を行い、広く市民の理解を得る活動を積極的に行う。 取組結果： 入園前や前年度のアセスメントをもとに個別支援計画を作成し、支援内容と園児の様子を毎月保護者に報告した。個別支援計画は6か月ごとに見直し、発達の状態に即した保育、療育の指針とした。また、年に3回の個別懇談を実施、希望者には過程で撮影したビデオをもとに外部の専門家による療育相談を行った。目標の達成度や新たな目標等を保護者とともに確認した。また、進学や地域にスムーズに移行できるよう学校見学にも付き添い、アドバイスを行った。 今後の改善点： 保育士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など、多職種による連携を強化して、よりきめ細かな支援を行う。児童発達支援のガイドラインに沿った形で、新しい書式の個別支援計画に基づいて、支援の質の向上を目指す。障害児が地域で暮らしやすくするために、地域に向けての発信をしていく。

施設利用状況(量)を示す指標名	単位	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(実績)	R6年度(計画)
① 延べ利用者数	人	6,617	5,989	6,406	6,306	7,260
② 開所日数	日	242	242	244	242	242
③						
④						
⑤						

4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	(1) 事業所評価アンケート 対象者：在園する園児の保護者 実施期間：令和5年9月11日～令和5年9月28日 手法：配布、回収 (2) 利用者アンケート 対象者：在園する園児の保護者 実施期間：令和6年3月1日～令和6年3月11日 手法：配布、回収
②利用者アンケート等の結果	(1) 30名の保護者に配布、28名から回答があり。環境・体制については建物の古さや清潔さに関係するところ以外は9割が満足している。また相談した時に寄り添ったアドバイスをもらえなかったという意見があった。ブログの更新頻度がすくないという意見もあった。障害のない子どもと接する機会があるかということに、どちらともいえない、いいえと答えた方がいた。 (2) 30名の保護者に配布、25名から回答があり、回答者全員から療育に満足しているとの回答があった。保育時間に関してもう少し遅くまで見てほしいという声があった。
③結果からの改善点など	(1) 寄り添ったアドバイスがもらえなかったということについては、今後情報伝達を十分に行い、寄り添うよう努める。法人内の保育園との交流は感染症で何回か中止となったが、継続して行っている。ブログに関してはインスタグラムに変更して更新頻度をあげた。 (2) 保育時間に関しては、延長するためには職員の人員、勤務体制の拡充や送迎バスの手配等が必要となるため、直ちに対応するのは困難である。令和6年度は行事のある時も、昼食を食べてからの降園時間に変更した。

5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	指定管理者は長年にわたり医療・福祉分野における継続的な事業実績があり、従事する職員は十分な専門性と経験を有していることから、事業の運営体制は安定していると評価できる。
②評価結果を受けての指示事項	特になし

6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位：千円)

区分	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(年度協定額)
指定管理料	59,895	53,129	53,447	66,155	70,651
うち光熱水費	(4,410)	(4,681)	(5,322)	(5,898)	
うち修繕費	(1,099)	(1,456)	(778)	(491)	
補足説明	「うち●●料」は、その金額が明確な場合にのみ記入する。 また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じにはならない。				

7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位：千円)

区分	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(予算)
使用料					
●●収入					
その他の収入					
合計	0	0	0	0	0
補足説明					

8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	多職種で連携し、園児の状況に応じた療育を行っており、保護者に対しても進学支援を含めたきめ細かなサポートを行っていることから、業務仕様書に記された事業を適切に実施していると思われる。 今後は、地域においても知的・発達障害を持つ子どもが安心して暮らせるよう、保育所や幼稚園等との連携・支援の充実を期待する。
②指摘事項	指定管理者に対し、運営に関して特段改善を要望する点はない。